

分別変更説明会（議事要旨）

日時：平成30年8月7日（火）18：30～19：35

場所：島松公民館視聴覚室

参加者：27名

市対応者：山本 顕（廃棄物管理課長）・高橋 淳（同主査）・高橋 雄一（同主事）

説明会次第

- 1 開 会
- 2 説 明（30分）
- 3 質疑応答（35分）
- 4 閉 会

～議事要旨～

3 質疑応答

市民 A：衣類が燃やせるごみに移るという説明でしたが、市で行っている拠点回収は継続されますか。

山本課長：市役所・支所・出張所で行っている衣類の無料回収は継続いたします。燃やせるごみに変わるからといって全て燃やしたいという事ではございませんので、リサイクルできるものは引き続き拠点回収へのご活用をぜひお願いします。

市民 B：剪定枝は40cm未満にしてほしいというのが基本だと思いますが、様々な枝木の種類がある中で全てを40cm未満あるいは粗大ごみの指定サイズに収めるということはできないと思います。私は現在夏と秋に2度剪定し、盤尻に持込を行っておりますが、今後は持込できないということになれば非常に煩瑣になると思うのですが、市としてそういう方への対応は考えているのでしょうか。

山本課長：新しい焼却施設では、施設内の安全面や農村地区にあるという特性から交通安全面への対応が必要なことから一般の方の持込は規制させていただくこととしております。現在は盤尻のごみ処理場に持込いただくことも出来ますが、今後は盤尻に燃やせるごみを埋めるというわけにはいきませんので、今回2つの収集方法とさせていただきました。しかし、そういったご要望があることも承知しておりますので、まだ受入の可否や搬入形態も含めて確定してはおりませんが、民間の事業者もありますので、そちらへ一般市民の方が持ち込めるような仕組みも考えたいと思っております。民間事業者との協議が整っていないため、明確な解答ができず申し訳ありませんが、対応策については検討させていただきたいと思っております。

市民 C：剪定枝の続きになりますが、直径 10cm を超える丸太であっても 40cm 未満の長さにすれば燃やせるごみの収集日に持って行ってもらえるということですか。

高橋主査：焼却施設の制限をもう一度説明させていただきます。1 点目が施設内のごみの通路のようなものの幅の制限が 40×40cm となっているということ、2 点目が直径 10cm を超える太さの枝は燃えきらずに残ってしまい、施設に悪影響を与える可能性があるということです。そのため、直径 10cm を超える太い丸太などは小さく砕くなどの処理が必要となるため、40×40cm の束として出していただく枝は 1 本あたりの直径も 10cm 未満のものに限るという形になります。

市民 D：先ほど燃やせないごみの説明として白熱電球やグロー球がありましたが、蛍光管はどのような扱いでしたでしょうか。

高橋主査：白熱電球やグロー球は現在はキケンごみ、来年からは燃やせないごみとなりますが、蛍光管については資源物として収集しており、来年も変更はありません。蛍光管には水銀が含まれており、専門的な処理をするために資源物として収集し、リサイクルセンターで専門業者に引き渡しています。一方白熱電球などは盤尻のごみ処理場に埋立処理を行っているため、分別は別となっています。

市民 D：それでは先ほどの資料で例示されていた照明器具の電球については外して別に出すということでしょうか。

高橋主査：おっしゃる通りです。大きな照明器具であれば粗大ごみとなりますが、蛍光管がついている場合は外して資源物として出していただき、白熱電球がついている場合は現在はキケンごみとして分けてもらうこととなります。

市民 E：割れてしまった蛍光管はどうしたら良いのですか。

高橋主査：割れてしまった蛍光管も資源物として収集しています。ただし、割れていないものと割れているもの両方を出される場合は、袋を分けていただくようお願いいたします。

市民 F：草がたくさん出ますので、手数料改定時には結構な料金になるため、草だけでも別の袋を用意していただけるとありがたいです。

山本課長：花のまちづくりをうたっている恵庭でございますので、そういった観点から検討できれば良いのですが、廃棄物処理という観点からは通常の燃やせるごみという枠組みを変える予定はないというのが現状です。やはり芝などがあると結構な量となり手数料負担も大きくなってしまおうと思いますが、先ほど説明した手数料改定案も決定したものではありませんので、そういったご

意見も踏まえて検討させていただきます。

市民 G : 家の周りを掃除したら、おんこの木の葉っぱと一緒に砂も集まります。その場合の処理はどうしたら良いのでしょうか。

高橋主査 : 砂とか土は廃棄物とはならないもののため、自宅の庭から出る場合だと土木業者さんなどに頼んで処分してもらうものとなります。

市民 G : 道路の砂です。

高橋主査 : 道路の砂となりますと、冬期間の融雪材として撒かれたものが春に出てくるというケースが多いと思います。そういったものは市の建設部管理課で道路清掃という形で回収するものですが、なかなか市内全域を実施することは困難という状況です。そういった関係から皆様が清掃して下さっていると思いますが、ごみ拾いに使ってもらっているボランティア袋ですと重くて破れてしまいますので、砂は別にして丈夫な土嚢袋などに入れていただければ回収に伺いたいと思います。

市民 G : 何のごみの日に出しておけば良いのですか。

高橋主査 : ボランティア袋の回収もですが、通常のごみ収集とは別に回収させていただいているため、電話でご連絡をいただきたく思います。ごみ収集はごみの種類毎に車両を分けて運行しており、他の種類のごみを混ぜることは出来ない関係からお手数をおかけしますが、別途ご連絡をください。

市民 G : 役所に連絡しないといけないという事ですね、分かりました。

市民 H : ボランティア袋というものがあるのですか。

山本課長 : ポイ捨てごみなどを市民の皆様が集めて下さる時に使ってもらうためのボランティア袋というものを作っております。ただ、それを回収する際には別途ご連絡をいただいております。

市民 G : それは団体だけではなく、個人で申し込むことも出来るのですか。

高橋主査 : ボランティア袋は町内会さんの春や秋の一斉清掃の際に使っていただいているケースが多いです。恐らく町内会の衛生部長さんとかになるとは思います。年に1回市からある程度の数量をまとめてお渡ししておりますので、個人的に清掃を行っていただく場合にももらえます。また、申請書を記入いただく必要はありますが、市役所・支所・出張所で個人へ交付することもできます。

市民 I : 来年からは盤尻に持込できなくなるのですか。

高橋主査：盤尻に持ち込むことは出来ますが、持ち込めるものが燃やせないごみだけとなります。

市民 I：それは分かってて、現在は何でもごちゃまぜにして持って行ってるんだけど。資源物は今でも駄目だけどそれ以外は全部いいでしょ。

高橋主査：現在は可燃ごみも不燃ごみも盤尻に埋立処理しておりますので、どちらも持ち込めますが、新しい焼却施設は盤尻とは別の場所に出来ますので、可燃ごみは焼却施設で、不燃ごみは盤尻で処理することになるため、盤尻で受入できるごみが不燃ごみだけになるというものです。

市民 I：じゃあ盤尻で受入しないごみは全部専門業者に頼んでくれるってことか。

高橋主査：燃やせるごみについては市の収集だけで処分するようにしていただきたいと考えております。

市民 I：値段的には処理場に持っていった方がかなり安いと感じている。

高橋主査：現状は燃やせるごみも燃やせないごみも 10kg70 円という料金で受入しておりますが、改定案では受入を継続する燃やせないごみも 10kg231 円と大幅アップとなりますので収集で出す場合と差はなくなるものと思います。

市民 J：今までどおり盤尻へ持込出来るのはいつまでですか。

高橋主査：詳細なスケジュールについては検討中となっております。新しい焼却施設の試験稼働は来年の夏頃を予定しておりますが、いつから燃やせるごみを全量燃やすのかという部分が見えないという事もあり、盤尻でいつから燃やせるごみの受入を中止するのかという事については決まっております。少なくとも来年の 3 月までは燃やせるごみも燃やせないごみも受入することは間違いありませんが、4 月以降すぐに受入中止とするかについては決定しておらず申し訳ありません。

市民 K：ごみ袋の交換は前と同じように出張所で行ってもらえるのか。

高橋主査：恐らく有料化当初は黄色だった燃やせるごみの袋が、生ごみ分別が始まった時にピンクに変わった時の事かと思いますが、その時は値段が一緒だったため交換ということが出来ました。しかし、再来年の手数料改定になった場合は、燃やせるごみと燃やせないごみの袋の値段が代わりますので、40 円で買ったものを 60 円のものとの交換というのは出来ません。ただ、残ったごみ袋を廃棄することはないように、40 円のごみ袋であれば 20 円分の手数料シールを追加で貼ってもらえれば使えるようにするとか、40 円相当の小さなごみ袋と交換するといった対応を検討しております。

以上